

■「令和3年度大阪周遊促進事業」に係る企画提案公募に対する質問への回答

【質問受付期間】令和3年6月1日から6月15日まで

※ 類似のご意見・ご提案につきましては、まとめて公表しています。

質問内容	回答
事業内容について	
1 新型コロナウィルスの感染が拡大している中、集客事業を実施するのか。	大阪府においては、新型コロナウィルス感染防止を図りながら、経済活動を両立させることを目指すこととしており、そのため、十分な感染防止対策を行ったうえで、本事業を実施することとしている。
2 今後、さらなる新型コロナウィルス感染拡大が起こった場合、本事業は取りやめになるのか？	仕様書10その他(5)のとおり。(新型コロナウィルス感染症の影響による本事業の中止・縮小等については、今後の感染拡大の状況や社会情勢等を踏まえて判断します。)
3 ターゲットはどのような層なのか。	府内の歴史や文化、食、特産品等地域の特色を生かした具体的な周遊コースを設定する中で、個々のターゲットを検討すること。
4 民間事業者へフィードバックとはどのようなことを想定しているのか。	旅行商品化を計画する事業者等に本事業の成果を提供することを想定。
5 「旅行商品化に向けた採算性のある」とあるが、本事業に提案し採択された場合、自社での商品化が必須なのか。	自社での旅行商品化は必須ではないが、採算性があり事業化を見据えた企画を提案すること。
仕様書・公募要領等について	
1 (1)の事業のみ応募することは可能か。(あるいは(2)の事業のみの応募でも可能か。)	本事業は(1)及び(2)の両方について提案が必要であり、いずれかのみの応募は不可。
2 総額が19,696千円になれば、(1)の事業(上限額8,848千円)と(2)の事業(上限額10,848千円)で事業費を流用することは可能か。	それぞれの事業間での事業費の流用は不可。
3 周遊バスツアーの実証において、運行本数はそれぞれ32本、17本を上回る必要があるのか。	目安であり、企画の内容に合わせて増減することは可。
4 周遊バスツアーの実証において、提案コースやスポットの最低数があるか。	各エリアで最低1コースの提案を求める。スポット数は問わない。
5 周遊バスツアーの実証において、乗車人数の目標設定が多いほうが望ましいのか。	多ければよいというものではなく、新型コロナウィルス感染防止対策を講じた上で、事業の採算性等を考慮して目標設定すること。実現可能な目標が設定されていること。
6 周遊バスツアーの実証において、乗客はすべて一般募集しなければならないのか、プロの視点からの意見を取り入れるため、旅行会社社員等のモニター参加は可能か。	可能とする。ただし、広告宣伝の効果検証のために一般の参加者も募集すること。
7 オンラインツアーは必ず実施する必要があるのか。	例示であり、オンラインツアーの実施は必須ではない。効果的な手法を提案いただきたい。
8 現時点ではインバウンドは望めないが、将来のインバウンドを想定した企画を提案してもよいか。	仕様書5(1)の事業は将来のインバウンドも含めた旅行客を誘客できるバスコースとすることとしている。5(2)の事業についてもインバウンドを想定した企画を提案することも可。

質問内容		回答
9	本事業により得た成果物および成果物に使用するために作成した素材の著作権はどうなるのか。	仕様書5(5)著作権についてに記載のとおり。(1)の事業の成果物等は大阪府及び大阪市ならびに堺市に帰属し、(2)の事業の成果物等は大阪府に帰属する。
10	教育旅行あるいは教育旅行を見据えた企画も可能か。	可能とする。
11	仕様書7に記載の諸記録とは何か？	事業計画、契約書等、事業実施において大阪府と交わした書類及び事業実施に係る経費に関する書類一式を示す。
12	堺市で予定されている気球をコースに組み込んでもよいか。	可能とする。
13	新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みとは具体的になにか。	イベントについては、「業界別ガイドライン」を遵守とともに、適切な感染防止策を実施し、国の接觸アプリ「COCOA」や感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」を導入したうえで、参加人数かつ収容率の範囲内を自らに開催。実施に当たっては、府における「新型コロナウイルス対策本部会議」の方針を遵守すること。 【参考】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/osaka-corona/index.html
14	仕様書5(2)①の「周辺のガイダンス施設」とはなにか。	古墳群についての理解を深めることができる施設のこと。なお、当エリアには近つ飛鳥博物館や、百舌鳥古墳群ビジターセンター、堺市博物館等がある。
15	周遊コース上の施設は、感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムに登録されているところのみを対象とするのか。	周遊コース上の施設は、感染防止宣言ステッカーや大阪コロナ追跡システムに登録されているところが望ましい。
16	大阪府や大阪観光局、市町村などが所有する広報素材の提供を受けることは可能か。	府が所有する広報素材については、所管部局との調整により提供は可能。 府以外の所有する広報素材の提供を受ける場合には事業者において各関係機関と調整し、使用的承認を得ること。その際は仕様書「5(5)著作権について」の条件を満たすこと。
17	仕様書5(2)①のバスツアーをより楽しめるコンテンツは、VRやARといった最新のICT技術を用いたコンテンツ以外の提案も可能か。	例示であり、ICT技術を用いたもの以外のコンテンツの提案も可能である。
18	仕様書6(4)について、大阪府と協議のうえ再委託が認められた事例はどのような内容か。	原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。 1. 業務の主要な部分を再委託すること ※業務の主要な部分とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務をいう。 2. 契約金額の相当部分を再委託すること。 ※契約金額の相当部分とは、契約金額総額の50%を超える場合をいう。 再委託となる場合は、府と協議することとし、再委託の範囲を超える場合は共同企業体を組織すること。
審査について		
1	プレゼンテーションの持ち時間は何分か？	未定。なお、昨年度実施した、類似事業でのプレゼンテーション時間は15分。
2	どういった方が審査するのか？	プロモーションや地域の魅力発信について知見を有する方。それ以上は、事業者間の公平性を期すため、回答不可。

質問内容		回答
その他		
1 説明会に参加していないくても企画の提案は可能か？		可能。説明会への参加の有無が、審査に影響することはない。
2 様式1の応募者は、本社が府外にある場合は大阪支店・営業所の代表者名でよいか。		<p>原則は代表機関(代表取締役)または表見代理である必要がある。 ※表見代理 1.社長、副社長、会社法第354条の表見代表取締役 2.支配人、本店営業部長又は支店長(支社長)等、商法第24条の表見支配人</p> <p>それ以外の場合は、代表機関(代表取締役)からの委任状、使用印鑑届を作成し、提出が必要である。(様式6、様式8参照)</p>
3 公募にあたっては、大阪府の入札参加資格が必要か。		入札参加資格は問わない。
4 企画提案書について。様式2への記載に加え、別途企画提案書を作成することは可能か。		可能とする。
5 納税証明書について。新型コロナウィルス感染症の影響により、納付の猶予申請を行っており、納税証明書が取得できない場合などどのように対応すればよいか。		直近(元年度)の納税証明書に、納付の猶予申請書(都道府県税事務所・税務署の受付印押印)のコピーを添付して提出すること。
6 法人登記簿謄本や納税証明書はコピーでもよいか。		コピーの提出も可能。ただし発行から3か月以内のものであること。
7 他会社と共同で事業を行いたい場合は、どのように対応すればよいか。		共同企業体として協定を結び、必要書類を提出すること。
8 大阪府所有のHPやSNS等で告知が可能か。		大阪府魅力づくり推進課では大阪ミュージアムホームページやFacebookを広報手段として運用しており、本業務に関する内容を掲載することは可能。
9 府が過去に作成したリーフレットはどこで見られるのか。		<p>リーフレットについては下記を参照のこと。 https://www.osaka-museum.com/index.html 「ぐるり大阪」(※魅力再発見！ぐるり大阪 内) 「DISCOVER OSAKA」「Discover 百舌鳥・古市古墳群」(※リンク集内)</p>